



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 ダイワボウ (大和紡績株式会社)
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 菅 野 肇
(コード番号 3107 東証・大証第一部)
問合せ先 法務コンプライアンス室長 大城代 昌男
(TEL 06-6281-2325)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 99 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本年 4 月 1 日のダイワボウ情報システム株式会社との経営統合に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。但し、商号変更につきましては、効力発生日を平成 21 年 7 月 1 日といたします。
- ① 当社の商号を「ダイワボウホールディングス株式会社」に変更するため、規定の変更と附則に所要の規定を設けるものであります。(変更案第 1 条、変更案附則第 1 条、第 2 条)
 - ② 当社の事業目的に一部変更を加えるものであります。(変更案第 2 条)
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
- ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更が決議されたものとみなされておりますので、当社定款第 8 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。(変更案第 8 条)
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。(変更案第 9 条、第 10 条)
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する

日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。(変更案附則第3条、第4条、第5条)

④ その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。
(変更案第10条、第11条)

(3) 取締役の事業年度における経営責任を一層明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。(変更案第19条)

(4) 社外取締役、社外監査役に適切な人材の招聘を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるように社外取締役および社外監査役と責任限定契約を締結するための規定を新設するものであります。(変更案第24条、第30条)

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日

(但し、商号変更については効力発生日を平成21年7月1日といたします。)

以 上

大和紡績株式会社定款変更案

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 当社は、大和紡績株式会社と称し、英文では、<u>DAIWABO CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目 的) 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1) 各種の繊維工業品の製造、加工および販売 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 当社は、<u>ダイワボウホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>Daiwabo Holdings Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目 的) (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(2) <u>電子機器、電気機器、通信機器</u>およびその関連機器の販売、<u>賃貸、保守、補修ならびにその周辺消耗品等の販売、情報処理関連中古機器・中古部品の購入、修理、販売業務</u></p> <p>(3) <u>情報処理に関するシステムの開発</u>および販売、<u>情報処理サービス</u>および<u>データ管理の受託ならびに電気通信事業法に基づく電気通信事業</u></p> <p>(4) <u>インターネット等の情報通信システムによる通信販売、電子商取引の仲介、電子商取引とする店舗の経営および情報提供サービス</u></p>

現行定款	変更案
<p>(第4号から移動)</p> <p><u>(2)</u> 合成樹脂およびその成型品ならびに化学工業品の製造、加工および販売</p> <p><u>(3)</u> 生化学品および食品の製造、加工および販売</p> <p><u>(4)</u> 医薬部外品・医療用具・健康器具の製造、および販売</p> <p><u>(5)</u> 各種機械・器具・装置の設計・製造・販売・施工およびこれらの技術・情報の販売</p> <p><u>(6)</u> 電子機器・通信機器およびその関連機器の販売、賃貸ならびに情報処理に関するシステムの開発および販売</p> <p><u>(7)</u> 土木・建築の設計、施工、監理ならびにこれらの請負</p> <p><u>(8)</u> 不動産の売買・賃貸借および管理</p> <p><u>(9)</u> 観光宿泊施設の経営</p> <p><u>(10)</u> ゴルフ場・体育施設・遊戯施設の建設、所有、経営および賃貸 (新設)</p> <p><u>(11)</u> 緑化造園事業の経営</p> <p><u>(12)</u> 有価証券の保有、運用および売買ならびに金銭の貸付、債権の売買、債務の保証・引受に関する業務</p> <p><u>(13)</u> 集金・支払・計算事務代行業務</p> <p><u>(14)</u> 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</p> <p><u>(15)</u> 採用・人事・社員教育・庶務等に関するコンサルティング業務およびカウンセリング業務</p>	<p><u>(5)</u> 医薬部外品・医療用具・医療用品・健康器具の製造および販売</p> <p><u>(6)</u> 合成樹脂およびその成型品ならびに化学工業品の製造、加工、販売</p> <p><u>(7)</u> 生化学品および食品の製造、加工、販売 (第5号へ移動)</p> <p><u>(8)</u> 各種機械・器具・装置の設計・製造・販売・施工およびこれらの技術・情報の販売 (削除)</p> <p><u>(9)</u> 土木・建築の設計、施工、監理、請負ならびに電気工事業、電気通信工事業 (削除)</p> <p><u>(10)</u> 観光宿泊施設・ゴルフ場の経営ならびに不動産の売買・賃貸借および管理 (削除)</p> <p><u>(11)</u> 有価証券の保有、運用、売買ならびに金銭の貸付、債権の売買、債務の保証・引受に関する業務</p> <p><u>(12)</u> 集金・支払・計算事務代行業務</p> <p><u>(13)</u> 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務 (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(16) <u>一般および特定労働者派遣事業</u></p> <p>(17) <u>経営コンサルティング業務</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(18) <u>前各号に付帯または関連する事業</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(14) <u>労働者派遣事業、採用・人事・教育・庶務等に関する業務の受託、コンピューター関連の教育業務および経営コンサルティング業務</u></p> <p>(15) <u>各種印刷物・出版物の企画、編集、制作、発行および販売ならびにインターネットホームページの企画、制作</u></p> <p>(16) <u>倉庫業および貨物運送取扱事業、貨物軽自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業ならびに梱包荷役作業、梱包材料の販売</u></p> <p>(17) <u>前各号に付帯または関連する事業</u></p>
<p><u>第8条 (株券の発行)</u> 当社は、株券を発行する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p><u>第8条 (単元株式数)</u> (現行どおり) (削 除)</p>
<p><u>第10条 (単元未満株式の買増請求)</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</p>	<p><u>第9条 (単元未満株式の買増請求)</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</p>

現行定款	変更案
<p>2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>第10条 (株主名簿管理人) (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第12条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する<u>手続き</u>および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第11条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する<u>取扱い</u>および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第13条～第18条 (条文の記載省略)</p>	<p>第12条～第17条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第19条 (条文の記載省略)</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>第20条 (任 期) 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第19条 (任 期) 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>第21条～第24条 (条文の記載省略)</p>	<p>第20条～第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第 24 条 (社外取締役の責任限定)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>第 30 条 (社外監査役の責任限定)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 第 1 条の変更は、平成 21 年 7 月 1 日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは経過措置として従前どおり次のとおりとする。</u></p> <p><u>第 1 条 (商 号)</u></p> <p><u>当社は、大和紡績株式会社と称し、英文では、DAIWABO CO., LTD.と表示する。</u></p> <p><u>第 2 条 本附則第 1 条および本条の規定は、平成 21 年 7 月 1 日をもってこれを削除する。</u></p> <p><u>第 3 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、</u></p>

現行定款	変更案
	<p data-bbox="842 286 1241 320"><u>当会社においては取扱わない。</u></p> <p data-bbox="810 383 1369 562"><u>第4条 当会社の株券喪失登録簿への記載 または記録は、法令または本定款に定め るもののほか、取締役会において定める 株式取扱規則による。</u></p> <p data-bbox="810 622 1369 757"><u>第5条 本附則第3条から本条までの規定 は、平成22年1月6日をもってこれを 削除する。</u></p>

以上